



蓮田市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第12項の規定により、蓮田市長から平成27年度決算審査及び行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

平成29年3月30日

蓮田市監査委員 内 田 薫

蓮田市監査委員 石 川 誠 司

写

政 調 第 5 4 0 号
平成 2 9 年 3 月 7 日

蓮田市監査委員 内田 薫 様
蓮田市監査委員 石川 誠司 様

蓮田市長 中 野 和 信

平成 2 7 年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書に基づく
指摘事項の措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、別紙のと
おり通知します。

(別紙)

平成27年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書に基づく指摘事項の措置状況について

【指摘事項】

1. 出納事務について

環境衛生業務経費の需用費において「草刈り機代 92,167円」の支出があった。内容を確認したところ、草刈り機2台を購入していた。予算編成方針の中の留意事項において2万円以上の物品は備品として取り扱うよう通知がなされていたので、適正な事務処理を行う必要がある。

【措置状況】

ご指摘のとおり、備品購入費で支出すべきでした。今後は、予算編成方針及び蓮田市財産規則に基づき、適正に処理いたします。(みどり環境課)